

教育委員会だより ⑤ 公民館の活動状況

シリーズで教育委員会の事務事業を紹介しています。

今回は、公民館の活動状況について、紹介します。

大田原市の公民館は中央公民館と地区公民館11館で構成されています。

中央公民館

公民館運営審議会、地区公民館の連絡調整に関すること、公民活動の推進、公民館活動推進員(自治公民館長)の委嘱、大田原市自治公民館連絡協議会の指導育成、自治公民館建設費補助等に関することなどを行っています。

成人式、市民憲章推進大会、体育事業(ソフトボール・バレーボール)、花いっぱい運動の推進事業、市子供会育成会などの事業も中央公民館の仕事です。

地区公民館

地域の社会教育施設として、地域住民の生活文化の向上と地域連帯感を高めて地域づくりをする拠点です。基本的に地区公民館には館長(市職員)・社会教育指導員(非常勤職員)・管理人(非常勤職員)が配置されています。

市民一人ひとりが自主的な学習活動を通じて、自己実現を図るための機会と情報・条件整備、日常生活圏

における住民の皆さんの身近な学習や交流活動の場として機能できる条件整備に努めています。

地区公民館の紹介

※今回は11館のうち3館を紹介し、残り8館は4月1日号で紹介いたします。

○大田原東地区公民館

(若草1・1287・1)
(24)2777



施設(平成4年建築)
多目的ホール、第1・2会議室、和室、調理室、談話コーナー

○大田原西地区公民館

(浅香3・3578・747)
(23)8719



勤労者総合福祉センター内
(東日本大震災のため移転中)

○金田北地区公民館

(市野沢1988・1)
(23)3253



施設(平成15年建築)
多目的ホール、第1・2・3会議室、調理室、ロビー、グラウンドゴルフ場、ゲートボール場2面

問い合わせ

教育委員会中央公民館
TEL(98)7080

農畜産物損害の賠償

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の流出による農畜産物損害の賠償には「被害の申し出」が必要です。

●対象となる被害内容

- ・農畜産物の出荷停止および出荷自粛による場合
- ・風評被害などにより価格が下落した場合

※被害額を算定するためには被害を証明する資料が必要になります。

■問い合わせ

- JA・酪農協・開拓農協(取りまとめ団体)
- 市農政課農産園芸係
TEL(23)8292
- 市農林整備課林業振興係(きのこ等)
TEL(23)8126
- 那須農業振興事務所
TEL(23)2151

災害がれき類の受け入れを延長

東日本大震災に伴うがれき類の受け入れを2月25日(土)まで延長します。

搬入の際には許可書が必要となりますので、事前に生活環境課へ申請のうえ、指定日に搬入してください。

なお、これ以降の延長の予定はありませんので、お早目の対応をお願いします。

●申請期間 2月24日(金)まで
午前8時30分〜午後5時15分

※土・日・祝日を除く。

●申請場所

生活環境課(本庁舎北側別棟1階)

●提出書類

- ・災害がれき類持込み申請書(搬入量、搬入方法を確認します)
- ・り災証明書の原本(家屋の場合)
- ・被災写真(全景、申請する被災部分)
- ※申請書類を審査後、当日許可書を交付します。

●受入期間 2月8日(水)・11日(土)・22日(水)・25日(土)

いづれも午前8時30分〜午後5時

●受入場所 サイプレスニュータウン南側(松木沢)

●受入物件 石(大谷石など)、瓦、コンクリート、木材

※許可書の提示が無い場合は受け入れできません。

■問い合わせ

生活環境課生活環境係
TEL(23)8706